

就学援助制度における

新型コロナウイルス感染症対策について

新宿区では、「就学援助」制度に基づき、生活保護及びそれに準ずる所得で義務教育期間中のお子様のご家庭に、学習に必要な費用の一部を支援しています。

就学援助の認定は、前年分の世帯全員の所得により判定を行いますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減り、令和2年中の所得が認定基準を下回る場合は、ご相談ください。就学援助を受給できる場合がございます。

該当される方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

※なお、相談の際、所得が減ったことがわかる書類（給与明細や休職証明書など）がございましたら、ご持参ください。

【問い合わせ先】

新宿区教育委員会事務局

学校運営課 学校運営支援係

TEL : 03 (5273) 3089

FAX : 03 (5273) 3580